

(趣旨)

第1条 この規則は、坂戸市都市計画審議会条例(平成12年坂戸市条例第2号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、坂戸市都市計画審議会(以下「審議会」という。)及び坂戸市都市計画審議会常務委員会(以下「常務委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理)

第2条 条例第3条第2項第3号の委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理する者が、議事に参与し、議決に加わることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会及び常務委員会開催の日の3日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第4条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員及び臨時委員の氏名
- (4) 案件の内容
- (5) 議事の経過
- (6) 賛否の数
- (7) その他会長において必要と認める事項

(会議録への署名)

第5条 会議録には、会長及び会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(会議の公開)

第6条 審議会及び常務委員会の会議は、これを公開する。

2 前項の規定にかかわらず、審議会及び常務委員会は、その議決で会議を非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴人は、別に定める傍聴に関する事項を守らなければならない。

3 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(参考人)

第8条 審議会は、当該審議中の案件について必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(常務委員会委員の選出区分)

第9条 条例第8条第2項に規定する会長の指名する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 市議会の議員 2人以内

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。